

第6章 計画の推進

1

計画の推進体制

1

計画の推進

地球温暖化は、市民や事業者の日常の生活や事業活動に深く関係していることから、その解決のためには、市民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえて行動し、行政を含めてお互いに協力・連携してそれぞれの取り組みを進めていくことが重要です。

市では、各主体が連携し、地球温暖化対策に関する事業をともに進めていくパートナーとして、市民や事業者から構成される各組織の活動を支援し、取り組みを推進していきます。

また、国や新潟県、周辺市町村など関係行政機関、新潟県地球温暖化防止活動推進センター、新潟県地域気候変動適応センターなどと連携を図ります。

■ 各組織

新潟市環境審議会	新潟市における環境の保全に関する基本事項を調査・審議するため、市民、事業者、学識経験者及び行政機関の職員から構成される組織です。本計画の取り組み状況に関し、助言等を行います。
新潟市地球温暖化対策地域推進協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第 26 条に基づき設置された組織で、市民団体、事業者、地球温暖化防止活動推進員、行政で構成される組織です。本計画の目標達成のための具体的な事業について協議・実行していきます。
新潟市地球温暖化対策本部	新潟市の地球温暖化対策を本計画に基づき、組織横断的に推進していくため、市長を本部長とし、市の関係部局の代表で構成される庁内組織です。市の事務・事業に係る温室効果ガス排出量の削減に向け、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進とともに、本計画の進行管理を担います。

2

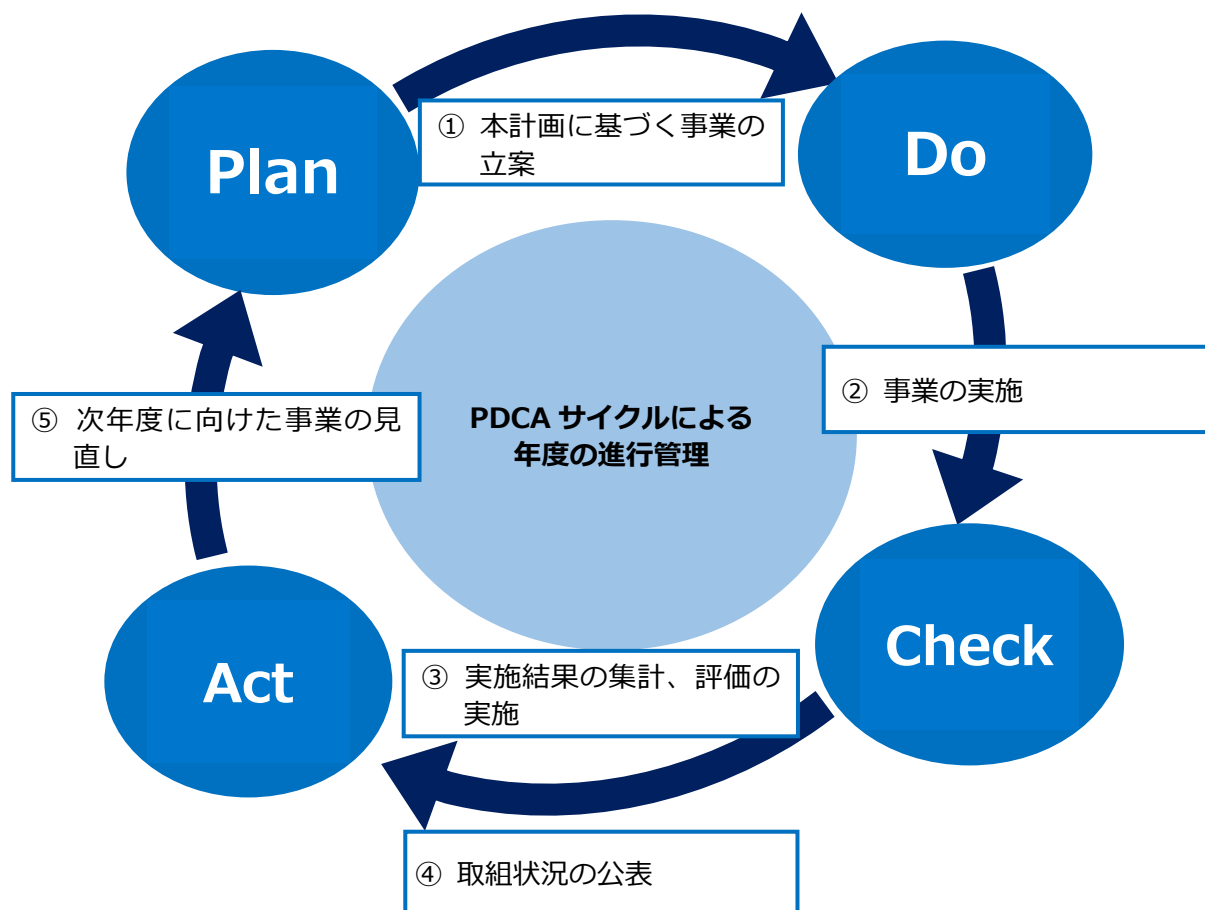
計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返す PDCA サイクルにより、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても、必要に応じて5年を待たず見直しを行います。

計画における市の施策の取組状況及び温室効果ガスの排出量については、毎年度取りまとめを行い、「新潟市地球温暖化対策本部」及び「地球温暖化対策地域推進協議会」、「環境審議会（地球温暖化対策部会）」に報告・意見聴取のうえ、進捗状況を管理していくほか、HP等により公表していきます。

■ PDCAサイクルによる計画の進行管理



地球温暖化対策本部会議
地球温暖化対策地域推進協議会、環境審議会（地球温暖化対策部会）
市民・事業者意見

■ コラム7 地域の脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの地産地消事業
【新潟スワンエネルギー株式会社】

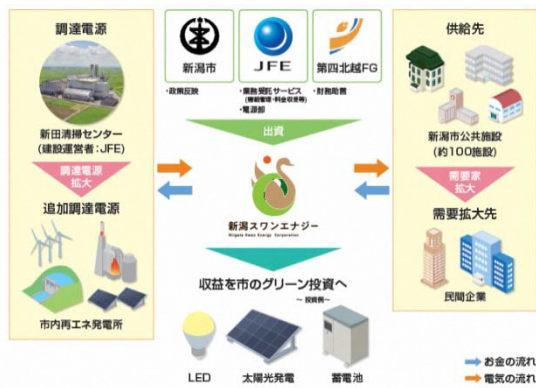
新潟スワンエネルギー株式会社は、2019年11月より、廃棄物発電の余剰電力を中心とする地域内の再生可能エネルギーを、新潟市の公共施設約100施設へ供給する「再生可能エネルギーの地産地消事業」を開始しました。今後は、公共施設に限らず、地域内の民間企業へ向けて、電力小売販売を拡大展開していく予定です。

この取り組みは、地域の低炭素化と地域経済の活性化の好循環を生み出すことを目的として、行政・民間・金融機関が連携して推進している事業です。

将来的には、電力小売事業に加え、太陽光発電設備や蓄電池、BEMSの設置・運用によるエネルギーマネジメント事業を展開していきます。なお、事業収益の一部は新潟市に還元され、低炭素化事業に活用される予定です。

当社は、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、持続可能な社会の実現に向けて、取り組んでまいります。

■ 事業のスキーム図



■ 新田清掃センター（写真）

